

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小川長野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
長野市中条日下野字古屋敷沖5625番地先から 長野市中条日下野字古屋敷沖5690番の1地先まで	旧	6.0~13.9	0.1508
同 上	新	6.0~13.9	0.1454

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定によ

り、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年10月3日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1 路線名 小川長野線

- 2 供用を開始する区間

長野市中条日下野字古屋敷沖5625番地先から

長野市中条日下野字古屋敷沖5690番の1地先まで

- 3 供用を開始する期日 令和元年10月3日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A 信州うえだ国分産業団地

上田市国分80番地ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州うえだ農業協同組合

上田市大手2-7-10

全国農業協同組合連合会

東京都千代田区大手町1-3-1

株式会社モリキ

飯山市南町13-3

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1

ダイワロイヤル株式会社

東京都千代田区飯田橋3-18-2

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	坂下 隆行	上田市大手2-7-10
全国農業協同組合連合会	神出 元一	東京都千代田区大手町1-3-1
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

三菱UFJリース(株)	白石 正	東京都千代田区丸の内1-5-1
ダイワロイヤル(株)	原田 健	東京都千代田区飯田橋3-18-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手2-7-10
全国農業協同組合連合会	神出 元一	東京都千代田区大手町1-3-1
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3
三菱UFJリース(株)	白石 正	東京都千代田区丸の内1-5-1
ダイワロイヤル(株)	原田 健	東京都千代田区飯田橋3-18-2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	坂下 隆行	上田市大手2-7-10
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)シューマート	岡宮 芳和	長野市稲里町中水鉋458

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手2-7-10
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)シューマート	岡宮 芳和	長野市稲里町中水鉋458

4 変更した年月日

令和元年5月28日

5 届出年月日

令和元年7月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年10月3日から令和2年2月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープたかぎ店

下伊那郡喬木村1282ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みなみ信州農業協同組合

飯田市東東281

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
みなみ信州農業協同組合	田内 市人	飯田市東東281

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
みなみ信州農業協同組合	寺沢 寿男	飯田市東東281

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
みなみ信州農業協同組合	田内 市人	飯田市東東281
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1
(有)ピカイチ	市瀬 光一	飯田市西東620-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
みなみ信州農業協同組合	寺沢 寿男	飯田市東東281
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1
(有)ピカイチ	市瀬 光一	飯田市西東620-1

4 変更した年月日

令和元年5月29日

5 届出年月日

令和元年7月22日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県南信州地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和元年10月3日から令和2年2月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県南信州地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープあいばんいいだ店
飯田市桐林1040-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
みなみ信州農業協同組合
飯田市鼎東鼎281
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
みなみ信州農業協同組合	田内 市人	飯田市鼎東鼎281

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
みなみ信州農業協同組合	寺沢 寿男	飯田市鼎東鼎281

- 4 変更した年月日
令和元年5月29日
- 5 届出年月日
令和元年7月22日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県南信州地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和元年10月3日から令和2年2月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県南信州地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A木曾総合施設
木曾郡木曾町福島2872ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

木曾農業協同組合
木曾郡木曾町福島3807-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	高橋 徳	木曾郡木曾町福島3807-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	田屋 万芳	木曾郡木曾町福島3807-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	高橋 徳	木曾郡木曾町福島3807-1
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	田屋 万芳	木曾郡木曾町福島3807-1
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1

4 変更した年月日

令和元年5月29日

5 届出年月日

令和元年7月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県木曾地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年10月3日から令和2年2月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県木曾地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア薬局長野川中島店

長野市稲里町中氷鉋字陣馬川原963-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ウエルシア薬局株式会社

東京都千代田区外神田2-2-15

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ウエルシア薬局株式会社	水野 秀晴	東京都千代田区外神田2-2-15

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田2-2-15

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ウエルシア薬局株式会社	水野 秀晴	東京都千代田区外神田2-2-15

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田2-2-15

4 変更した年月日

平成31年3月1日

5 届出年月日

令和元年7月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年10月3日から令和2年2月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

県営小六地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営小六地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和元年10月4日から令和元年11月5日まで

3 縦覧の場所

諏訪郡富士見町役場（産業課 営農推進係）

農地整備課

公告

上田市坂城町欠口土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和元年10月3日

長野県上田地域振興局長 鈴木 英昭

理事

新任

氏名	住所
杓掛 忠明	上田市下塩尻51番地
赤池 秀夫	上田市下塩尻740番地
宮下 武行	上田市下塩尻449番地4
小山 克己	埴科郡坂城町大字南条7071番地1
竹内 孝夫	埴科郡坂城町大字南条5033番地1
中島 芳秋	埴科郡坂城町大字中之条1056番地1
中嶋 行夫	埴科郡坂城町大字中之条1452番地8

重任

氏名	住所
春原 健二	上田市上塩尻894番地
杓掛 重憲	上田市下塩尻309番地1
母袋 勝義	上田市下塩尻673番地
三橋 一郎	埴科郡坂城町大字南条956番地の2

氏名	住所
中沢 義治	埴科郡坂城町大字南条7033番地
足立 道行	上田市下塩尻572番地
梅原 康治	上田市下塩尻745番地
本道 功吉	上田市下塩尻441番地
塩入 重信	埴科郡坂城町大字南条5934番地2
太田 正一	埴科郡坂城町大字南条7115番地
池田 弥惣	埴科郡坂城町大字中之条768番地
中嶋 博隆	埴科郡坂城町大字中之条848番地の1

監事

新任

氏名	住所
宮下 能通	上田市下塩尻467番地
岡本 誠人	埴科郡坂城町大字南条1848番地2
塚田 正樹	埴科郡坂城町大字中之条807番地

重任

氏名	住所
足立 正明	上田市上塩尻923番地1

退任

氏名	住所
足立 勉	上田市下塩尻715番地1
宮下 義男	埴科郡坂城町大字南条1681番地
塚田 宏	埴科郡坂城町大字中之条1162番地2

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年10月3日

長野県諏訪建設事務所長 清水 孝二

1 許可番号

令和元年7月9日 長野県諏訪建設事務所指令元諏建第169-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

茅野市本町東5188-1、5188-7、5190-9、5190-12、5190-14、5190-15、5190-17、5191-1、5194-1、5195、5195-2、5195-3、5196-1、5196-2の内、5196-3、5196-8、5197、5198、5198先、5199、5200-1、5200-3、5200-4、5200-5、5200-6、5201-1、5201-4、5202-1、5202-2、5202-3、5202-4、5202-5、5203-1、5203-2、5205、5205-2、5210-2、5210-5、5210-6、5210-7、5210-8、5210-9、5212-2の内、5212-3の内、5212-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小諸市御幸町2-1-20

株式会社ツルヤ 代表取締役社長 掛川 健三

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年10月3日

長野県伊那建設事務所長 高橋 智嗣

1 許可番号

令和元年7月4日 長野県伊那建設事務所指令元伊建第112-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市美鷲7975-1、7997-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県麻生区栗木2-6-20

伸和ホールディングス株式会社

代表取締役 幸島 宏邦

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年10月3日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

1 許可番号

令和元年8月16日 長野県長野建設事務所指令元長建第44-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小島字新田西村925-1、925-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字小島924

小山 翔

上高井郡小布施町小布施175-7 ボヌールスクエアC202

小山 あき

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年10月3日

長野県公営企業管理者 小林 透

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

県営水道料金計算事務システム等 一式

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

上田市諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所

長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局川中島水道管理事務所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道事業課

(5) 入札方法

1月当たりの貸借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局水道事業課
電話 026 (235) 7381

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年11月14日(木)午後1時30分

イ 場所 長野県庁 本館7階 企業局分室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限および提出場所

ア 受領期限 令和元年11月13日(水)午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道事業課

(県庁専用郵便番号 380-8570)

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和元年11月7日(木)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、長野県公営企業管理者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Prefectural water rate calculation system

(2) Lease Duration:

From March 1, 2020 until February 28, 2025

(3) Delivery Places:

Ueda Water Supply Management Office

Kawanakajima Water Supply Management Office

Public Enterprise Bureau, Nagano Prefecture

(4) Contact place for information about the tender:

Description / conditions / and other inquires:

Water Supply Operation Division, Public Enterprise Bureau, Nagano Prefecture

692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City

TEL: +81-26-235-7381 (Japanese Only)

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30PM, November 14, 2019

Place: Public Enterprise Bureau Annex Room, Nagano Prefectural Government 7F

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time: 5:00PM, November 13, 2019

Mailing Address: Water Supply Operation Division,

Public Enterprise Bureau,

Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minami Nagano,

Nagano City

380-8570 (Exclusive postal code)

JAPAN

水道事業課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年10月3日

長野県公営企業管理者 小林 透

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

県営水道料金計算事務機器等 一式

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

上田市諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所

長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局川中島水道管理事務所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道事業課

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 申請書の入手先
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

- (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
- (3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026(235)7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局水道事業課
電話 026(235)7381

5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和元年11月14日(木)午後3時
イ 場所 長野県庁 本館7階 企業局分室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限および提出場所
ア 受領期限 令和元年11月13日(水)午後5時
イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局水道事業課
(県庁専用郵便番号 380-8570)
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和元年10月31日(木)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の可否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、長野県公営企業管理者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Servers and network equipment for the Prefectural water rate calculation system
- (2) Lease Duration:
From March 1, 2020 until February 28, 2025
- (3) Delivery Places:
Ueda Water Supply Management Office
Kawanakajima Water Supply Management Office
Public Enterprise Bureau, Nagano Prefecture
- (4) Contact place for information about the tender:
Description / conditions / and other inquires:
Water Supply Operation Division, Public Enterprise Bureau, Nagano Prefecture
692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City
TEL: +81-26-235-7381 (Japanese Only)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 3:00PM, November 14, 2019
Place: Public Enterprise Bureau Annex Room, Nagano Prefectural Government 7F
- (6) Time limit and mailing address for the tender by mail:
Time: 5:00PM, November 13, 2019
Mailing Address: Water Supply Operation Division,

Public Enterprise Bureau,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minami Nagano,
Nagano City
380-8570 (Exclusive postal code)
JAPAN

水道事業課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年10月3日

長野県警察本部長 伊藤 泰 充

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

航空機4,800時間及び8年点検並びに耐空証明検査受検点検整備

(2) 役務の特質

警察用航空機（ユーロコプター式 A S 365 N 3 型 J A 110 E 「やまびこ1号」）4,800時間及び8年点検並びに耐空証明検査受検点検整備

詳細は、入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

(4) 履行場所

請負者の指定する場所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号、第4号及び第7号に掲げる業務能力について、同項の規定による認定を国土交通大臣から受けている者であり、かつ、航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は第2条の8の規定により航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第5条第2号のトに掲げる区分に応ずる航空機の修理の事業の区分について経済産業大臣から許可を受けている者であること。

(6) 当該 A S 365 N 3 型の機体製造メーカーから整備認定を受けている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部警務部会計課

電話 026 (233) 0110 内線 2245

5 仕様等についての問い合わせ先

長野県警察本部地域部地域課

電話 026 (233) 0110 内線 3575

6 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年11月14日（木） 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和元年11月13日（水） 午後5時

イ 提出場所 長野県警察本部 専用郵便番号 380-8510

長野県警察本部警務部会計課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を令和元年11月11日（月）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

7 その他

詳細は、入札説明書によります。

8 Summary

(1) Nature of the service to be required:

4,800 hours and 8 years inspection, maintenance and upkeep of the helicopter

(2) Contract Period:

From a contract day until March 31, 2020

(3) Contact for the notice: description, conditions and others:

Finance Division, Police Administration Department,
Nagano Prefectural Police Headquarters
692-2, Habashita, Minaminagano, Nagano City
380-8510

Tel: 026-233-0110 (ext. 2245)

(4) Date and location for the tender and Bid opening:

Time: 2:00 p.m., November 14, 2019

Place: Bid Room (On the first floor, West annex of
Nagano Prefectural Government)

(5) Time limit for the tender by mail and the place of submission:

Time: 5:00 p.m., November 13, 2019

Place: Finance Division, Police Administration
Department,
Nagano Prefectural Police Headquarters
380-8510 (Exclusive postal code for Nagano
Prefectural Police Headquarters)

会 計 課